

(令和8年4月)

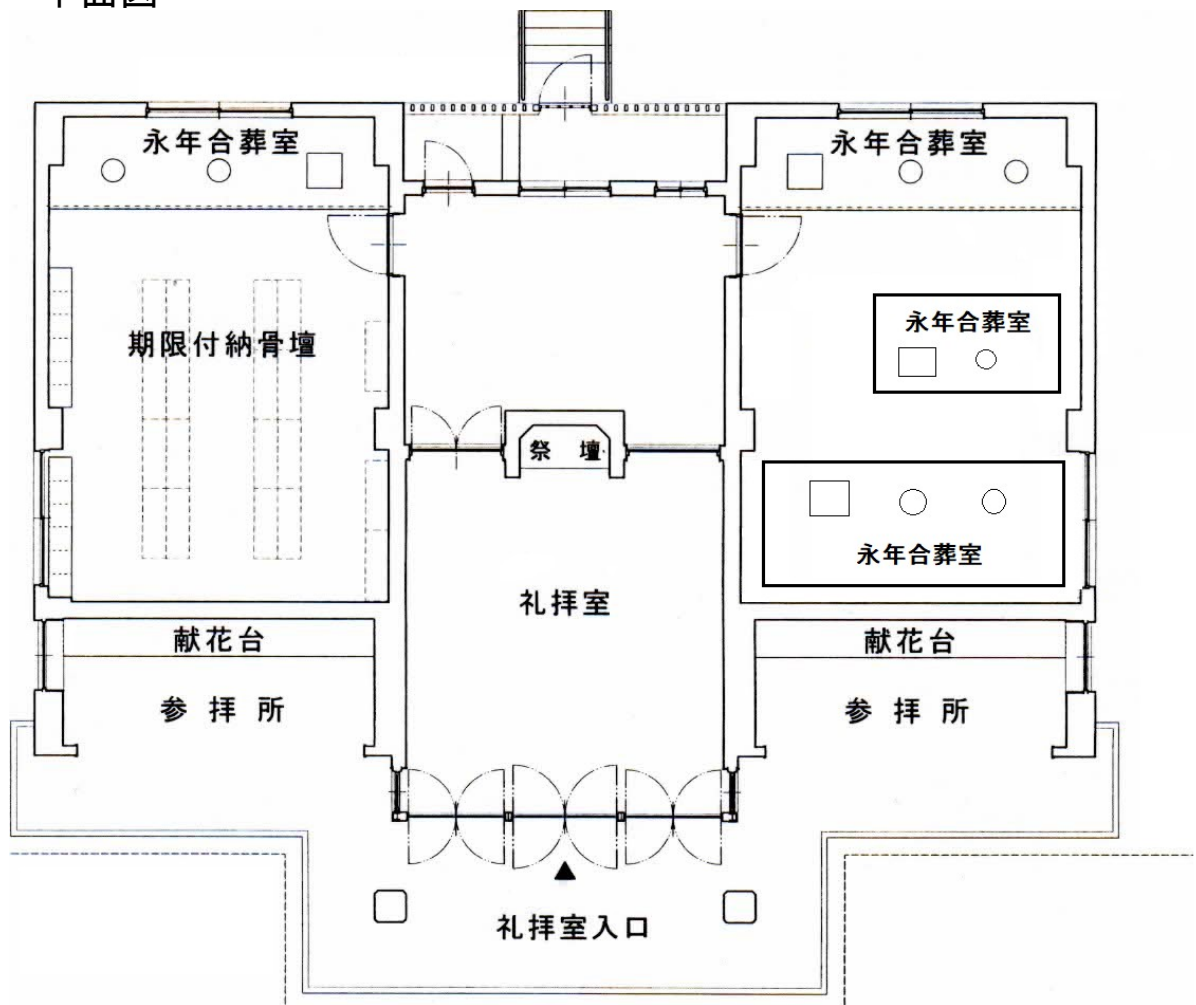
大塚山納骨堂

使用者のしおり



会津若松市 市民部 環境共生課
(直通電話 : 0242-39-1262)

1 平面図



2 礼拝室



3 期限付納骨壇

【使用料】 1体：89,040円



4 永年合葬室

【使用料】 1体：52,380円



会津若松市大塚山納骨堂【募集要項】

会津若松市では、「少子高齢化、核家族化などによりお墓を建てても将来的に管理することが困難な方」、「お墓を整理（改葬）したい人」、「経済的な理由によりお墓を建てるのが難しい方」、「生きていうちに納骨の登録をしておきたい方」などが、安心して使用していただける施設として、大塚山墓園内に「大塚山納骨堂」を建設しました。

1. 納骨施設

「大塚山納骨堂」には、「期限付納骨壇」と「永年合葬室」の納骨施設があります。

○ 期限付納骨壇

ロッカー形式の納骨施設で、1つの納骨壇につき1体の焼骨を収蔵します。
なお、15年間は他の墓地等への改葬が可能です。収蔵後15年以内に改葬の申し出がない場合は、焼骨を専用の袋に入れ替えて、永年合葬室に収蔵します。
生前登録による収蔵はできません。

○ 永年合葬室

焼骨を専用の袋に入れ替え、他の焼骨とともに永久的に収蔵する半地下の施設です。施設の床は土のままにしてあり、焼骨が自然（土）に帰れるようになっています。永年合葬室は、合葬式の納骨施設のため、収蔵した焼骨の返還・改葬はできません。

2. その他の施設

○ 礼拝室

納骨の際に最後のお別れをする部屋で、遅くとも納骨を希望する日の2週間前までに納骨施設の使用申請手続きを済ませていただき、礼拝室の使用日時を予約していただきます。（礼拝室の使用は無料ですが、納骨時のみの使用となり、法事等での使用はできません。）

なお、希望される使用日時であっても、受入ができない場合があります。

使用時間は、10時から16時まで、1時間ごと6区間（10時～15時の時間帯）の中で50分以内の利用となります。（12月29日から1月3日の期間を除きます。）

また、礼拝室以外の施設内には入室できません。

礼拝室の大きさは、間口5メートル奥行き8メートルほどで、30人程度が入れる広さです。

礼拝室内の祭壇は、幅150センチメートル、奥行き70センチメートルほどで、焼香や献花等ができる広さになっています。

○ 参拝所

納骨室に収蔵された焼骨を参拝するため、正面入口の両脇壁面に設けられた施設で、献花台があり、誰でも常時参拝できるようになっています。

焼骨が収蔵された後のお参りは、参拝所だけで行っていただき、礼拝室など納骨堂内部に入っての参拝はできません。

線香立ては、献花台に準備してありますが、マッチ等については、使用される方がご用意し、火の取り扱いには充分注意してください。

献花に花瓶等が必要な場合は、使用される方がご用意してください。

なお、献花等のお供物は、随時、処分いたします。

3. 使用申請できる方 及び 使用申請の方法

納骨施設の使用申請ができる方は、次の3つのいずれかに該当する方です。

● 親族の焼骨を持っている市民の方

市内に1年以上※1住所を有している方で、実際に親族の焼骨を収蔵しようとする方。

○ 使用申請の方法

「期限付納骨壇及び永年合葬室使用許可申請書兼誓約書」（第1号様式）又は「永年合葬室使用許可申請書兼誓約書」（第2号様式）に、

- ① 申請者本人の住民票の写し（続柄・本籍が記載してあるもの）
又は官公署発行の身分証明書の写し
- ② 死亡者と申請者との関係を証明する戸籍謄本・抄本（現在・改製原・除籍）
- ③ 火葬後の火葬許可証（改葬の場合は、改葬許可証）

を付けて、申請してください。
※ 使用料（期限付納骨壇89,040円、永年合葬室52,380円）は、許可証の交付時に納付していただきます。
なお、納付された使用料は、お返しできません。

● 市民であった方の焼骨をお持ちの方

死亡した日の1年以上前から※1住所を有していた方の焼骨を収蔵しようとする方。
なお、収蔵しようとする方自身は、市民でなくても構いません。

○ 使用申請の方法

「期限付納骨壇及び永年合葬室使用許可申請書兼誓約書」（第1号様式）又は「永年合葬室使用許可申請書兼誓約書」（第2号様式）に、

- ① 申請者本人の住民票の写し（続柄・本籍が記載してあるもの）
又は官公署発行の身分証明書の写し
- ② 死亡した方が、死亡した日の1年以上前から市民であったということを証明できる戸籍の附票の写し、戸籍の附票の除票の写し、住民票の除票などの書類
- ③ 火葬後の火葬許可証（改葬の場合は、改葬許可証）

を付けて、申請してください。
※ 使用料（期限付納骨壇89,040円、永年合葬室52,380円）は、許可証の交付時に納付していただきます。
なお、納付された使用料は、お返しできません。

● 生前登録をしようとする市民の方

市内に1年以上※1住所を有している方で、生きているうちに死亡後の自分の焼骨を永年合葬室に収蔵することを予約登録（生前登録）しておこうとする方。

○ 使用申請の方法

「永年合葬室（生前登録）使用許可申請書兼誓約書」（第3号様式）に、

- ① 申請者本人の住民票の写し（続柄・本籍が記載してあるもの）
又は官公署発行の身分証明書の写し
- を付けて、申請してください。使用料52,380円は、許可証の交付時に納付していただきます。なお、納付された使用料は、お返しできません。

※1：住所を有している（していた）方とは、会津若松市に住民登録している（していた）方のことです。

（ご注意）既に市の墓地を持っている方が大塚山納骨堂に焼骨を収蔵する場合の前提条件

既に、市の墓地の使用権を持っている方（墓地に焼骨を埋蔵している場合、埋蔵していない場合を問わない。）が、大塚山納骨堂の納骨施設に焼骨を収蔵しようとする場合には、市営墓地の「墓所返還届」を提出していただき、墓地を現状に復していただいたことを確認した後に、納骨堂の使用許可申請手続きとなります。

4. 使用申請から納骨までの流れ

《 生前登録以外の場合 》

● 申請の場所 及び 時間

場 所 会津若松市役所 追手町第二庁舎 1階 環境共生課

時 間 午前8時30分～午後5時 (土日、祝祭日、年末年始を除く)

※ 電話での申請はできません。

① 申込み相談 (使用資格・必要書類・納骨日時等の確認)

※ 使用資格等を確認してから、必要書類をご準備ください。



② 使用許可申請 (使用許可申請書、添付書類の提出)

※ 申請の際に納骨日時を決めさせていただきます。

申請日 (申請書受付日) から2週間以降の

平日：火曜日・木曜日

土日：第1・第3土曜日・日曜日



[時間] ① 10:00～ ② 11:00～ ③ 12:00～

④ 13:00～ ⑤ 14:00～ ⑥ 15:00～

③ 書類審査

納入通知書を郵送します。
(申請より1週間程度)



④ 使用料の支払い (環境共生課にて使用料を納入していただきます。)

⑤ 使用許可証の交付 (環境共生課にて使用料を納入していただくと引き換えに使用許可書をお渡しいたします。)

※ 使用許可証は、必ず、納骨日に焼骨とともに納骨堂へ持参してください。



⑥ 納 骨 大塚山納骨堂に納骨日時の15分程度前にお越しください。 (使用許可証の提示・収蔵受付印の押印)

◀ 生前登録の場合 ▶

● 申請の場所 及び 時間

場 所 : 会津若松市役所 追手町第二庁舎 1階 環境共生課

時 間 : 午前8時30分～午後5時 (土日、祝祭日、年末年始を除く)

※ 電話での申請はできません。

① 申込み相談 (使用資格・必要書類等の確認)

※ 使用資格等を確認してから、必要書類をご準備ください。



※ 祭祀予定者について、相談していただいたうえで、申請ください。
(祭祀予定者の住所・氏名・電話番号が必要です。)

② 使用許可申請 (使用許可申請書、添付書類の提出)



③ 書類審査

納入通知書を郵送します。
(申請より1週間程度)



④ 使用料の支払い (環境共生課にて使用料を納入していただきます。) (使用許可証と引き換え)



⑤ 使用許可証の交付 (環境共生課にて使用料を納入していただく と引き換えに使用許可書をお渡しいたします。)

⑥ (生前登録者 死亡)



⑦ 生前登録者の焼骨にかかる収蔵の申請

提出書類

- ・ 生前登録者(死亡者)の火葬許可証
- ・ 収蔵申請者の身分を証明する書類等
運転免許証・健康保険証・パスポートなど、いずれか一つ
- ・ 永年合葬室(生前登録)使用許可書



⑧ 永年合葬室(生前登録)収蔵承認書の交付

※ 収蔵承認書は、必ず、納骨日に焼骨とともに納骨堂へ持参してください。



⑨ 納 骨 (収蔵承認書の提示・収蔵受付印の押印)

5. 納骨堂の使用等に関する注意点

① 期限付納骨壇に入れる骨箱の大きさ

- ・ 期限付納骨壇には、骨壺のみでなく、骨壺の入った骨箱のまま収蔵します。
- ・ 1つの期限付納骨壇に、1体のみ収蔵します。
- ・ 期限付納骨壇に入れる骨箱の大きさは、高さ35センチメートル、幅35センチメートル、奥行き35センチメートル以内としてください。

② 納骨堂内部には、納骨時及び期限付納骨壇に納骨した焼骨を返却する時に使用する礼拝室を除き、立ち入ることができません。

③ 期限付納骨壇に収蔵された焼骨は、改葬等によって15年以内に焼骨の返還を受ける場合を除いて、15年経過しますと、専用の袋に入れ替え、永年合葬室に移動して収蔵しますので、その後は、焼骨を改葬・返還することができません。

なお、15年を超えて期限付納骨壇に収蔵する事も可能です。
その場合は、15年を超える前に改めて申請が必要となり、新たに使用料の支払いが必要となります。

④ 納骨堂に収蔵された焼骨は、埋蔵扱いとなります。

⑤ 永年合葬室に収蔵された焼骨は、改葬・返還することができません。

⑥ 禁止行為

○納骨堂においては、以下の行為を禁止いたします。

- (1) 施設、設備、備品等を破壊、損傷、持ち去り。
(損害賠償や現状回復をしていただく場合があります。)
- (2) 人に危害を及ぼしたり、迷惑をかけたりの恐れがある物や動物の携帯。
- (3) 人に対する迷惑行為。
- (4) 礼拝室内における係員の指示に従わない火気使用、または、参拝所の献花台における線香の使用以外の火気の使用。
- (5) 礼拝室内における飲食（水分補給は除く）。
- (6) 酒に酔った状態での礼拝室への立入り。
- (7) 物品の販売等。
- (8) 張り紙や貼り札及び広告の表示。
- (9) その他、納骨堂の管理上必要な指示に反する行為。

○ 大塚山納骨堂に関するQ & A

1. 礼拝室の使用

Q 納骨に伴う礼拝室の使用申請手続きは、どのようになるのでしょうか。

A 礼拝室の使用は無料ですが、遅くとも2週間前までに納骨施設の使用申請手続きを済ませていただき、礼拝室の使用日時を予約していただきます。（納骨時以外の使用はできません。）なお、希望される使用日時であっても、受入ができない場合があります。
使用時間は、10時から16時まで、1時間ごとの6区間（10時～15時の時間帯）のうち50分以内となります。（12月29日から1月3日の期間を除きます。）
なお、納骨式の進行、お坊さんなどの手配は、ご遺族が行ってください。

Q なぜ、納骨の時以外に、礼拝室の使用ができないのですか。

A 礼拝室の使用ができるのは、1日に6組の納骨となっていますが、使用する方の都合で、土日や、お彼岸、お盆など利用日が集中することが予想されます。
納骨堂の礼拝室は、あくまでも納骨のための施設ですので、納骨に支障をきたさないためにも、日常の参拝や法事等の際には、外側に設置した参拝所をご利用ください。

Q 納骨の際に、礼拝室の中で線香やローソクの使用はできますか。

A 納骨の際には、礼拝室の中で線香やローソクを使用することができます。
なお、線香立てやローソク立ては礼拝室に準備してありますが、線香、ローソク及びマッチ等については、使用される方がご用意してください。
また、火気の使用については、係員の指示に従って使用してください。

2. 参拝所の利用

Q 納骨後に参拝するのは、制限がありますか。

A 正面入口の両脇壁面に設けた参拝所は、献花台もあり、誰でも常時参拝できるようになっています。収蔵された焼骨を参拝できるのは参拝所だけで、礼拝室等の納骨堂内部に入るとの参拝はできません。また、参拝所の献花台には、線香立ても置きますが、線香等につきましては、各自準備してください。

Q 参拝や法事の際に、お供え物をあげることはできますか。

A 参拝の際にお供えした花やお菓子などについては、原則、持ち帰っていただきます。なお、そのまま置いて帰られた場合には、多数の参拝者で使用する施設ですので、随時撤去させていただきます。また、法事の際も同様ですが、卒塔婆などを式の間設置した場合、お帰りの際に卒塔婆は持ち帰っていただきます。
（花などは、ごみとして処分しますが、卒塔婆等は市では処分できかねますので、法事主催の寺院に処理してもらってください。）

3. 使用資格

Q 焼骨が無くても使用の予約ができるでしょうか。

A 期限付納骨壇の使用は焼骨があることが前提のため、使用申請はできません。ただし、永年合葬室の使用に限り、自己の死後の焼骨について、生前の予約登録を受け付けます。1年以上市内に住所を有している方が対象のため、使用申請書の添付書類として住民票の写しを提出していただきます。

Q 永年合葬室の合葬とは、どのようなものでしょうか。

A 永年合葬室への合葬は、最初から永年合葬室に焼骨を収蔵する場合と、期限付納骨壇に焼骨を収蔵してから15年経過後に永年合葬室に焼骨を収蔵する場合がありますが、どちらの場合も焼骨を骨壺から袋に移し変えてから、永年合葬室に収蔵します。他の焼骨と一緒に収蔵しますので、いったん永年合葬室に収蔵された焼骨については返還、改葬はできません。

4. 期限付納骨壇の使用

Q 期限付納骨壇の使用区画を指定することはできますか。

A 受付順に収蔵しますので、使用区画の指定はできません。

5. 入室の制限

Q なぜ、期限付納骨壇や永年合葬室のある納骨室には入れないのですか。

A 大塚山納骨堂は、墓地、埋葬等に関する法律により、ご遺族の委託を受けて市がご遺骨を収蔵、管理することになっており、防犯上の観点からも、ご遺骨が厳重に保管されなければなりませんので、納骨室への入室を禁止しているものです。また、消防法上においても、一般の方が入室する構造となっております。なお、納骨式の際にも、礼拝室以外への立ち入りはできませんので、ご遺骨につきましては、納骨式終了後、ご遺族の方が退出された後に、係員によって納骨室に安置させていただきます。